

令和元年台風第15号の被災者に対する 一時的な市営住宅の無償提供住宅について

香取市では、令和元年台風第15号の被災者の方に対し、9月20日より市営住宅2戸について、無償による入居の受付を開始します。

1 提供住宅（片野団地・大戸団地）

| No | 団地名 | 所在地 | 間取り | 提供戸数 | 備考 |
|----|------|------------|-----|------|-------------------------------|
| 1 | 片野団地 | 片野 411 | 3DK | 1 | 1階 駐車場完備 浴槽・風呂釜なし 給湯器なし |
| 2 | 大戸団地 | 大戸川 1956-1 | 2DK | 1 | 4階 駐車場なし 浴槽・風呂釜完備 給湯器完備 |

2 入居条件

- (1) 入居資格 香取市在住の方で、台風第15号により被災し、住宅に被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方
- (2) 使用期間 原則1か月（最長3か月まで）
- (3) 使用料 市営住宅家賃、敷金及び駐車場使用料（片野団地）を免除（ただし、光熱水費、共益費は自己負担）

3 受付開始

令和元年9月20日（金）～9月26日（木）

電話での受付も可能です。

※申し込みが提供戸数を超えた場合には、9月27日に抽選を行います。

4 入居時期

入居許可を受けた方は、所定の申請書および証明書類を提出の上、9月27日から順次入居可能です。

※提出書類

り災証明書

市営住宅一時使用許可申請書（第1号様式）、

市営住宅一時使用誓約書（第2号様式）

緊急連絡先、

本人が確認できる書類（免許書等）

5 申込・お問い合わせ先

都市整備課 管理班

電話 0478-50-1214

（受付時間は、午前9時から午後5時まで）

6 その他

ペット飼育禁止等、入居にあたって必要な注意事項を遵守していただきます。